

# 1 河川巡視支援業務積算基準(案)

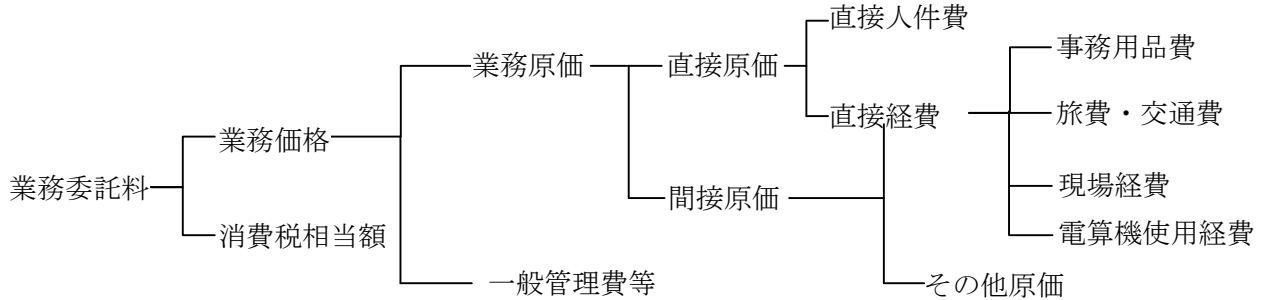
## I. 平常時

### 1. 適用範囲

この積算基準は、河川管理に係る平常時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

### 2. 業務委託料

#### (1) 業務委託費の構成



#### (2) 各構成費目の算定

##### 1) 直接原価

##### ①直接人件費

##### イ 業務打ち合わせ

1 業務当たり業務管理者を技師(A)として月 1 回(0.5 人/月)計上する。

##### ロ 指揮・監督

業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(A)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること

##### ハ 巡視業務

直接人件費は通常勤務及び超過勤務とし、下記を標準とする。

##### a. 通常勤務

i) 直接人件費は、河川巡視業務に従事する技術者の職階に応じ算定するものとする。

ii) 巡視業務の班編制は次表を標準とし、設計表示単位は回数とする。

|         | 職種     | 業務内容         | 備考            |
|---------|--------|--------------|---------------|
| 主任河川巡視員 | 技師 C   | 高度な業務のみ実施    | 実情に応じ計上       |
| 河川巡視員   | 技術員    | 特記仕様書に規程する業務 | 通常、時間外巡視の標準編成 |
| 運転員     | 一般運転手※ | 同上           |               |

※巡視業務の一般運転手の委託料は、北陸地方整備局車両管理業務積算基準による。

b. 超過勤務

超過勤務は、現場において通常的に行うものについては、河川巡視員の時間外給与とし実状に応じて計上する。なお、これは設計変更の対象とはしない。ただし、当初の設計日数に変更のあった場合はこの限りではない。

- ・超過勤務時間当たり単価は次式により積算する。

$$\text{超過勤務時間当たり単価} = (\text{巡視員の基準日額}) \times 1 \times / 8 \times A \times B$$

※但し、A：125/100 又は 150/100：時間外又は深夜割増

B：基本給構成比

- ・休日の巡視は代休制とする。

二 機動業務

巡視途上で発見した堤防等の損傷等のうち、その場で処理しなければ危険又は損傷が拡大する恐れがあるもの等について、応急的措置又は特別な機械等を用いない軽易な補修を実施するものとし、編成人員等については、河川の実状に応じ必要な人員等を計上するものとする。

| 業務種別  | 実施頻度  | 編成人員        |       |       | 作業車   |       |
|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|
|       |       | 主任<br>河川巡視員 | 河川巡視員 | 普通作業員 | 一般運転手 | 作業車規格 |
| 現場機動A | 指示による | 1           |       |       |       |       |
| 現場機動B | 〃     |             | 1     |       |       |       |
| 現場機動C | 〃     |             |       | 1     | 1     | 〇〇〇   |
| 現場機動D | 〃     |             |       | 1     |       |       |

② 直接経費

業務遂行上特に必要(特記仕様書に明示した場合)なものについて、その実費を計上するもので、下記によるものとする。

a. 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b. 旅費・交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職員日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道 30km 以内、又は自動車片道 1 時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

c. 現場経費

巡視業務、機動業務に必要な車両及び船舶等の機械経費（損料、燃料費）について計上する。運転費用は各業務に含み計上しない。

河川パトロールカーの貸与の積算は「無償貸付機械の損料」として取り扱うものとする。機械損料は無償貸付機械損料のパトロールカー（4×4D 又は 4×4G）を計上する。

船上巡視を行う場合は実情に応じて計上するものとする。

d. 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

ただし、a、b、c、d以外の直接経費は、その他原価とする。

2) 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費、現場経費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

3) 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

4) 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容

河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈廃船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の退去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。

以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合せ等を行わせることができる。